（業務実績等報告書に係る経過措置）

第三条　通則法改正法附則第十一条第三項の規定により適用される通則法第三十五条の十一第一項の規定により平成二十六年度の業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新省令第七条の規定の適用については、同条第一項中「事業計画に」とあるのは「平成二十六年度の年度計画に」と、「通則法第三十五条の九第二項第一号」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「年度目標及び事業計画」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終了した中期計画及び平成二十六年度の年度計画」と、「最近五年間」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終了した中期目標の期間における毎年度」と、「通則法第三十五条の九第二項各号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号まで」とする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書に係る経過措置）

第四条　通則法改正法附則第十一条第四項の規定により準用する通則法第三十五条の十一第二項の規定により平成二十七年三月三十一日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新省令第八条の規定の準用については、同条第一項中「第六条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終了した中期計画に」と、「当該期間における当該項目の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、「当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における年度目標及び事業計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値」とあるのは「当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期目標及び中期計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報」と、「当該項目の実施状況」とあるのは「当該項目が旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績」とする。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第五条　新省令第十四条第三項の規定は、通則法改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○防衛省令第四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十条第二項及び第三項並びに第六十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項各号列記以外の部分中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項第一号中「当該国家機関」を「防衛省以外の国家機関」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「他の国家機関」を「防衛省以外の国家機関」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六十三条中「国家機関、特定独立行政法人」を「防衛省以外の国家機関、行政執行法人」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○防衛省令第五号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号の規定に基づき、防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

防衛大臣　中谷　元

防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

所在地	官署
新潟県上越市南城町三の七の一	高田駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊
新潟県上越市本町六の一の二三	新潟地方協力本部高田地域事務所

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―三―四一

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「幼稚園」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項及び第七項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行